

田子畑方小物成

一、  
徳志武百罪、父

正金成

二百七拾足

右、

河内附方畑

同上、末

一金、

同金、  
全振、  
清、  
野、

但、

河内附方畑金高、  
右、  
正金、

残、

徳志武百罪

河内附方畑金高

田方畑方小物成共

惣

又金拾壹両壹分下

鑿壹貫貳百四拾八文

此金貳朱下

二百七拾四文なり

右之内

御貸附方納メ

同六末年

一金八両貳分仁朱 内 金八両貳朱 和泉村納

金拾九両貳分下

銀六匁 野里村納

但シ 御貸附方納金高貳拾八両也

右両村納金高貳朱ト銀六匁

過金ニ相成候分如何いたし候哉

残而金貳両三分下

鑿三百七拾四文

御貸附方よりの納金高過金之分

≪ 【(1)の総計】

田方・畑方・小物成とも(1)①②の合計) …… ③表1のA  
惣 又金拾二両二分二朱下 鑿二百七拾四文なり

▼ (2)貸付金返済の計算

右(3)のうち御貸附方の納メ(返済金と相殺したもの)

文政六末年

一金八両二分二朱(実際に納めた額) …… 表1のB

内

金八両二朱

E 和泉村納(本来の分担額)

金拾九両二分下 銀六匁

F 野里村納

但し 御貸附方への納金高は二十八両なり(D)、右両村  
納金高二朱と銀六匁という過金になっている分は  
どうしたのか

▼ (3)まとめ

≪ 【(1)から(2)を引いたもの＝「残高」】

残而金二両三分下 鑿三七四文 …… 表1のC

≪ 【Dから(B+F)を引いたもの＝「過金」】

御貸附方より納金高過金の分